

広川町における各種選挙の投票立会人の募集要項

広川町選挙管理委員会では、町民の皆様にご選挙をより身近に感じていただき、選挙に対する理解と関心を高めていただくことを目的に、投票立会人を募集します。

応募いただいた方は、投票立会人として登録させていただき、各種選挙の際に、選挙管理委員会より依頼をさせていただきます。

1 仕事の内容

投票事務の公平を確保するため、公益代表として投票事務に立ち会う役割を担います。

- ・投票所の開閉
- ・最初の投票の前に投票箱が空であることの確認
- ・投票用紙の適正な交付
- ・投票時間終了後の投票箱の閉鎖

などの投票事務全般に立ち会い、必要に応じて投票管理者に意見を述べる事ができます。

また、投票録の内容を確認し、署名・押印をしていただきます。

2 応募方法など

・応募資格

広川町の選挙人名簿に登録されている人

(18歳以上で広川町に3カ月以上住んでいる人)

※ 特定の候補者の選挙運動員の方や候補者の親族の方はご遠慮ください

・募集期間

通年募集の登録制(随時応募を受け付けています)

応募後は、立会人候補として登録されます。登録の抹消は、抹消の意思表示があった場合や町外転出などで資格を喪失した場合に抹消されます。

※選挙があるごとに選挙管理委員会から連絡を取らせていただき、意思確認をさせていただきます。(選挙がない場合は、年に1回(9月)意思確認をさせていただきます。)

・応募方法

「投票立会人登録申請書」に必要事項を記入の上、持参、郵送及びメールのいずれかの方法で下記の送付先へ提出してください。

〔送付先〕

〒834-0115

八女郡広川町大字新代1804番地1

広川町選挙管理委員会事務局

電話：0943-32-1255

FAX：0943-32-5164

E-mail：gyousei@town.hirokawa.lg.jp

3 立会日時と報酬

立会の種類	期日前投票所	当日投票所
立会日	期日前投票期間のうち数回	選挙日当日
立会時間	8時30分から20時00分 8時20分集合	7時00分から20時00分 6時30分集合 ※立会人2名のうち1名は投票所閉鎖後、投票管理者と共に投票箱を開票所へ運んでいただきます。
立会人数	1日2名	1投票所あたり2名
報酬	日額9,600円 (所得税源泉徴収後 7,940円)	日額10,900円 (所得税源泉徴収後 8,910円)
	※報酬から源泉徴収された所得税は確定申告で精算してください。	
その他	昼食・夕食、交通費は支給されません。	

問い合わせ先

広川町選挙管理委員会事務局（広川町役場2階総務課）

〒834-0115

八女郡広川町大字新代1804番地1

広川町選挙管理委員会事務局

電話：0943-32-1255